

外務省からの情報提供について

1. 日 時 令和8年（2026年）10月7日（水） 11:00 ～ 11:30
2. 来 訪 者 外務省北米局日米安全保障条約課企画官（日米地位協定室併任）
西ヶ廣 健 氏
3. 対 応 者 横須賀市長、市長特命参与、国際交流・基地政策課長
4. 来訪の目的 米国原子力空母の寄港の可能性についての説明のため

5. 面 談 概 要

（1）外務省からの説明要旨

本日は、米国原子力空母の横須賀海軍施設への寄港の可能性について、説明をするために伺った。

米原子力空母の名前、具体的な寄港時期、入港期間等については、米軍の運用に関わることであり現時点では承知していないが、原子力艦船が我が国に寄港する際、寄港の24時間前に米側から通報を受けることになっている。

米側から、寄港期間中、乗組員は施設・区域外への外出が許可される旨、説明を受けている。

（2）上地市長の発言要旨

艦船の入出港については、日米政府間の取り決めに基づくものなので、首長が判断できるものではないと承知しているが、もし、横須賀港をいわゆる母港としない原子力空母が寄港するとすれば、4年ぶりである。

米軍の運用に係る内容であることは十分に理解出来るが、市民にしっかりと説明することが、私の責務であるため、より丁寧な説明をお願いしたい。

乗組員の方には、日本における一定のルールとマナーを十分理解し、モラルある行動をとるように、米側に伝えていただきたい。

また、空母の安全管理について、引き続き万全を期すよう、米側に伝えていただきたい。

この2点については、政府の責任において、しっかりと対応していただきたい。

今後も引き続き、迅速かつ適切な情報提供をお願いしたい。

【確認事項】

- （1）市長から、具体的に何人くらいの乗組員が施設・区域外に出てくる可能性があるのか確認した。

国からは、過去の原子力空母の寄港時の乗組員数の約5,000人だったが、補足的な情報があり次第、横須賀市にも随時共有していきたいとの説明があった。

(2) 市長から、在日米海軍の休暇・勤務時間外行動方針（リバティ）の適用について確認した。

国からは、米側によれば、リバティに関しても、在日米軍及び在日米海軍が定めている全ての規定が適用されるとの説明を受けているとのことであった。

以上